



今では当然のように語られる

「消費者の権利」だが、法律に明記されたのは二〇〇四年と最近のこと。消費者行政の半世紀の歴史と、その舞台裏を一般向けにまとめた「消費者事件 歴史の証言」(民事法研究会)を発刊した。

国民生活センター(国セン)理事を務めるなど、消費者行政の現場を長年歩んだ。製品に欠陥があれば、過失がなくても企業の責任が問える製造物責任法の制定では、

この人

事業者や産業官庁の激しい反発に遭ったことも。著書では、上司だった元国セン理事長及川昭伍さん(ハミ)と困難な道を振り返った。今では「消費者に認められないと事業の発展はない」というところまで、事業者の意識は変わった。長い年月をかけて獲得した権利だけに、「消費者問題にかかわる人は歴史を知り、発展につなげてほしい」と要望する。

大学卒業後、経済政策に携わりたいと当時の経済企画庁に入庁したものの、最初に消費者行政課に配属されたことが縁となった。一年から名古屋経済大で消費者法などを教える。「消費者が不当な不利益を受けることをなくしたいと、仕事をしてきた」。信念は今も揺るがない。(寺本康弘)